

島根県版

ご準備ください

中小企業等 事業継続特別給付金

令和3年11月15日（月）～
令和4年1月31日（月）

既に飲食店等事業継続特別給付金を受け取っておられる方は対象外

事業に係る売上高が、令和2年12月から令和3年10月までの任意の連続する2ヶ月の売上高の合計と、前年同期間または前々年同期間の売上高の合計と比較して30%以上減少していること。【定額40万円】

ただし、売上高を比較した前年同期間または前々年同期間の売上高の合計が40万円に満たない者及び主な収入が事業収入でない個人事業主は対象外となります。創業間もなく、前年または前々年度と比較でいない事業者は別途ご相談ください。

必要書類

個人事業主

確定申告書等の写し（e-TAX送信票）
青色申告決算書写し

法人（確定申告書類内）

法人概況説明書
法人税確定申告書別表第一
役員名簿

共通：対象月の売上高減少がわかる資料（売上元帳・帳面等）
通帳のコピー（表面・1P目）

※その他書類は商工会に備え付けております。

※税務書類はH30～R02の3年分ご用意ください

ご相談は感染症予防のため完全予約制とさせていただきます。

吉賀町商工会 本所 77-1255
柿木支所 79-2239